

土地改良区だより NO.27 水土里ネット大口



伊佐市大口土地改良区

〒895-2511
 鹿児島県伊佐市大口里53番地1
 Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528
 E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数
1,441名
- ◇ 地区の総面積
730町6反
(2020.10.19現在)



ごあいさつ

理事長 甲斐 隆喜

晩秋の候、組合員関係者の皆様には平素から土地改良区の運営はもとより事業の推進等には特段のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

春先より世界的な感染拡大に至っております新型コロナウイルスも諸処の対策にも関わらず、収束すら見えない状況にあります。土地改良区の最大行事でもあります通常総代会も感染症対策を踏まえ、書面議決による開催といたしました。しばらくは「自粛」と「緩和」のなか、コロナとうまく付き合っていかななくてはならないだろうと思います。

一方、7月上旬には50年に一度といわれる豪雨災害に見舞われ、とりわけお隣の人吉市では市街地が浸水する大規模災害が発生いたしました。本市でも山野地区でライフライン等を含めた大きな災害になりました。本区管内につきましても取水施設への土砂の流入をはじめ農用地法面の崩壊など20数件の被災報告が上がっております。秋の取入れ後、順次改修が進められるものと存じますが、被災されました皆様には心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をご祈念申し上げます。

こうした中、本年度の事業への取り組みといたしましては、昨年度に引き続き農業水路長寿命化防減災事業 豊穂地区のゲート扉体の油圧シリングと操作ユニット盤の更新を予定いたしております。また、地元推進委員会を中心に精力的に進めております、大田地区農地中間管理機構関連事業につきましては、9月末時点で概ね9割の農用地につきまして機構への預け入れを完了しております。これらの進捗を踏まえ、本年度中には機構関連事業として成立可能か検討がなされ、事業計画書の作成を経まして、次年度に事業採択申請を目指しております。

また、昨年度施行されました改正土地改良法による本区の定款、規約等の改正は計画を1年前倒しいたしまして、去る3月の通常総代会に上程し、承認可決頂いたところでございます。令和4年3月が総代・役員のご改選となっております。

最後になりますが、一刻も早い新型コロナウイルスの終息を願い、組合員の皆様方のご健康と末永いご活躍をご祈念いたしまして発刊のあいさつといたします。

財務状況報告

規約第46条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

令和2年度 一般会計収入支出予算の執行状況

令和2年9月30日現在（単位：円）

| 収 入 | | | 支 出 | | | | |
|---------------|-------------------|------------------|--------------------|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目 | 予 算 額 | 収入済額 | 未収入額 | 科 目 | 予 算 額 | 支出済額 | 予算残額 |
| 1. 組合費 | 15,199,800 | 0 | 15,199,800 | 1. 事務費 | 17,481,000 | 6,268,822 | 11,212,178 |
| 經常賦課金 | 13,055,900 | 0 | 13,055,900 | 事務費 | 17,015,000 | 6,268,822 | 10,746,178 |
| 特別賦課金 | 2,143,900 | 0 | 2,143,900 | 総代会費 | 466,000 | 0 | 466,000 |
| 2. 使用料 | 500,000 | 602,000 | △ 102,000 | 2. 財産費 | 2,139,000 | 0 | 2,139,000 |
| 3. 補助金 | 7,045,100 | 2,340,000 | 4,705,100 | 3. 諸負担金 | 258,000 | 116,450 | 141,550 |
| 償還金 | 4,515,100 | 0 | 4,515,100 | 4. 借入金利息 | 10,000 | 0 | 10,000 |
| 水門 | 190,000 | 0 | 190,000 | 5. 維持管理費 | 6,240,000 | 827,654 | 5,412,346 |
| 施設管理 | 2,340,000 | 2,340,000 | 0 | 水路費 | 2,327,000 | 94,124 | 2,232,876 |
| 4. 雑収入 | 3,006,200 | 164,509 | 2,841,691 | 管理費 | 3,113,000 | 733,530 | 2,379,470 |
| 電柱敷地料 | 1,300,000 | 540 | 1,299,460 | 適正化事業 | 800,000 | 0 | 800,000 |
| 加入金 | 10,000 | 0 | 10,000 | 6. 事業費 | 8,457,100 | 54,025 | 8,403,075 |
| 雑収入 | 231,200 | 163,969 | 67,231 | 事務費 | 1,338,000 | 54,025 | 1,283,975 |
| 業務受託料 | 1,465,000 | 0 | 1,465,000 | 負担金 | 1,400,000 | 0 | 1,400,000 |
| 5. 繰入金 | 1,495,900 | 0 | 1,495,900 | 償還金 | 5,719,100 | 0 | 5,719,100 |
| 6. 繰越金 | 8,103,000 | 9,265,019 | △ 1,162,019 | 7. 返戻金 | | 0 | 0 |
| | | | | 8. 予備費 | 764,900 | 0 | 764,900 |
| 計 | 35,350,000 | 12,371,528 | 22,978,472 | 計 | 35,350,000 | 7,266,951 | 28,083,049 |

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作成しております。

年2回の定期監査の他、九州農政局及び土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

令和元年度

一般会計収入支出決算書（単位：円）

| 収 入 | | 支 出 | |
|--------|------------|----------|------------|
| 科 目 | 決 算 額 | 科 目 | 決 算 額 |
| 1. 組合費 | 16,326,590 | 1. 事務費 | 14,716,367 |
| 2. 使用料 | 1,640,590 | 2. 財産費 | 2,241,000 |
| 3. 補助金 | 10,339,011 | 3. 諸負担金 | 238,078 |
| 4. 雑収入 | 3,431,313 | 4. 借入金利息 | 0 |
| 5. 繰入金 | 2,184,106 | 5. 維持管理費 | 4,044,346 |
| 6. 繰越金 | 9,092,902 | 6. 事業費 | 12,509,702 |
| | | 7. 返戻金 | 0 |
| | | 8. 予備費 | 0 |
| 計 | 43,014,512 | 計 | 33,749,493 |

収支差引残高9,265,019円が令和2年度へ繰越

令和元年度

特別会計収入支出決算書（単位：円）

| 会計種別 | 収入決算額 | 支出決算額 | 差 引 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 地区除外決済金積立 | 16,496,556 | 1,688,106 | 14,808,450 |
| 退職給与積立金 | 19,675,630 | 0 | 19,675,630 |
| 研修費積立金 | 465,697 | 0 | 465,697 |
| 河川道路用地売却金 | 2,627,490 | 0 | 2,627,490 |
| 管理用地使用料積立 | 6,932,920 | 496,000 | 6,436,920 |
| 財政基金積立金 | 5,156,200 | 0 | 5,156,200 |

差引額が令和2年度へ繰越

監査報告

令和2年度第1回監事会が開催され、令和元年度の運営・事業・会計・経理について監査が実施されました。その結果、何ら異常等は認められなかったことを報告致します。

令和2年7月3日

総括監事 石原 昭紀 ㊞
 監 事 鳥巢 祐二 ㊞
 山口 正二 ㊞

令和元年度 財産目録

（令和2年5月31日現在）

資 産

| | |
|-----------------|--------------------|
| 流動資産（現金、預金） | 9,265,019円 |
| 特定資産（積立金見返預金） | 49,170,387円 |
| 出資金（県信連、北さつま農協） | 101,000円 |
| 固定資産（備品等） | 1,437,252円 |
| 資産合計 | 59,973,658円 |

負 債

| | |
|-------------------|--------------------|
| 長期負債（県営圃場整備事業借入金） | 14,268,385円 |
| 短期負債（積立引当金等） | 49,170,387円 |
| 負債合計 | 63,438,772円 |

**土地改良法改正による土地改良区の義務的改正は
下記のとおり承認されました。（令和2年3月25日開催:第57回通常総代会）**

理事資格の要件

「理事定数の5分3以上は、原則として耕作農家でなければならない」となりました。
また、次回(令和4年3月)の改選から、理事・監事とも選挙制を廃止し、地域からの選任制に変わります。

員外監事

現在の監事定数3名のうち1人以上は原則として「組合員外」から選出しなければなりません。



利水調整規程の制定

利水調整ルールが明文化されました。慣行水利の各地域においては、各ブロックへの配水量、取水時期など地区ごとに協議し、配水計画に基づいた適切な利用としなければなりません。

水守人自らの都合による身勝手な取水に対する苦情が多くなっています。



総代会制度

総代会における書面議決による議決権の行使ができます。

総代選挙について市選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区自らが管理します。

決算関係書類

令和3年度事業を複式簿記方式の試行期間とし、令和4年度からの本格移行に備えます。

収支決算書類に加えて原則として「貸借対照表」を作成・公表します。

事業の状況

農業水路長寿命化防減災事業 豊穂地区（豊穂頭首工） 操作ユニット更新工事

令和元年度 ゲート扉体を支える油圧シリンダの制作を行い、本年度はシリンダの据え付け工事とともに、操作室の油圧操作ユニット自動倒伏装置の更新を計画しています。事業費は3500万円を予定しており、令和3年3月末の工期予定です。



多面的機能支払交付金事業

本事業も令和元年度3期目の更新手続きを終え、通算14年目を迎えております。現在、本区管内13の組織が精力的な活動を展開しております。

少子高齢化のなか、共同活動への参加人員の確保にも苦勞しておりますが、活動日当を支出することで非農家の応援に理解が得られ、過疎地域には無くてはならない事業として認知されています。

◇ 単年度当たりの事業交付額 ◇

- ・ 農地維持支払交付金 2038.1万円
 - ・ 資源向上支払交付金 1014.5万円（加算措置分含む）
 - ・ 長寿命化対策交付金 696.3万円
- 合計 3748.9万円（令和元年度実績）



令和2年度 賦課金及び徴収期間について

1. 賦課額（予算額）

(1) 経常賦課金 13,055,900 円

10a当りの賦課額

田：一律 1,850円（定款で定めた天水田については1/2）

ただし、大字山野・湊辺（山野十曾土地改良区との重複地）については、1,230円とする

畑：一律 930円

(2) 特別賦課金 2,143,900 円（ほ場整備事業他工事費受益者負担分）

10a当りの賦課額

| | | |
|-----|------|--------|
| | 羽月地区 | 第二羽月地区 |
| 負担額 | 450円 | 580円 |

※羽月と第二羽月地区は均等調整後の負担額になります。

| | | | | |
|-----|-----------|---------|------|-------|
| | 長寿防災 豊穂地区 | | | 適正化事業 |
| | 里水系 | 里水系大字大島 | 大園水系 | 羽月頭首工 |
| 負担額 | 380円 | 190円 | 130円 | 430円 |

【備考】

*羽月頭首工は令和3年度までの負担金拠出となります。

2. 徴収期間と徴収方法

(1) 徴収期間 令和2年11月20日から令和2年12月10日まで

(2) 徴収方法 原則として自治会別による徴収を行っております。

令和元年度も、賦課金徴収100%を達成!!

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合わせください。

**組合費（賦課金）は土地改良区運営の
主要な財源です。**

**” 賦課金の期限内納入に
ご理解とご協力を”**

圃場整備事業による施設を除きますと、ほとんどが造成後40年以上が経過しており、各部位に劣化が生じつつあり、前項に紹介の事業等による改修が避けて通れない状況にあります。各関係機関との連携を密にして、最も有利で且つ負担軽減を念頭に計画を進めて参りますので、組合費の納入には何卒ご理解のほど宜しくお願い致します。

経常賦課金とは……

土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

特別賦課金とは……

県営ほ場整備事業等の事業負担金です。農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。

償還金（特別賦課金）の残債期間

羽月地区……令和5年度まで
第二羽月地区……令和6年度まで

組 合 員 の 皆 様 へ

土地改良施設の維持管理の徹底について(お願い)

土地改良施設（農道・水路・ため池等）は事業主体の県などから施設譲渡を受け、定款の定めるところにより受益者自らがその管理に当たることになっております。

管理不足による機能不全の回復を土地改良区に求められても組合員の「負担の公平性」の点から支援策を打ち出せない場合があります。各地域で取り組まれている「多面的機能支払交付金事業」の有効活用を切にお願い致します。

こんなときは必ず届出を提出してください!!

- ◆ 農地の異動（売買・交換・賃貸借等）
- ◆ 農業者年金受給による経営移譲
- ◆ 組合員の死亡・住所の変更等
- ◆ 農地を宅地等へ転用
- ◆ 公共事業(用地買収)による転用
- ◆ 指定口座の変更・閉鎖

【注意】
届出がない場合は、
従前の人に賦課金がかかります

- ※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。
- ※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。（転用決済金が発生します）
地区除外転用決済金とは、かんがい排水事業等に関係受益者で導入し、造成された施設の維持管理はその受益者の義務となります。そうした中、転用により農地が減少することで、残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため、規定されております。

平成30年12月末より、伊佐市大口土地改良区事務局は
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎別館2階に移転しております。
ご来所の際は、ご注意ください。

